

北本市道路用地寄附採納事務取扱要綱

平成29年12月13日

市長 決 裁

令和3年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、道路用地の寄附採納について必要な事項を定めることにより、道路整備の促進を図り、もって交通の円滑化及び生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(対象道路用地)

第2条 寄附を受けることができる道路用地は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 道路幅員が4.3メートル（昭和48年9月15日以前に分筆されたものについては、4.0メートル）以上であること。
- (2) 交差又は屈曲箇所が北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）第11条に規定する基準又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第2号に規定するすみ切り基準と同等のすみ切りがなされていること。
- (3) 土地所有者全員の同意が得られており、分筆登記及び求積がされているとともに、隣接土地所有者の承諾が得られていること。
- (4) 所有権以外の抵当権、借地権、質権その他第三者の権利の設定がなく、所有権移転登記が速やかにできること。
- (5) 土地の境界が境界杭等で明確になっており、隣接土地所有者の承諾が得られ、市の定める杭に入れ替えられること。
- (6) 市長が別に定める基準による舗装の道路構造検査に合格していること。
- (7) 道路の雨水排水の流末が、接続先の道路機能に支障をきたさず、有効に排水できる道路側溝であり、市長が別に定める基準による道路構造物検査に合格していること。
- (8) 道路の占用物件その他の附属物が交通及び道路管理に支障のないものであること。

(9) 道路用地の起点又は終点が国道、県道又は市道に接続していること。

(10) 市に無償譲渡すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、寄附を受け入れることができるものとする。

(事前協議)

第3条 道路用地の寄附をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市と事前協議を行わなければならない。

(寄附の申請)

第4条 申請者は、道路用地寄附申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 公図の写し

(3) 地積測量図

(4) 土地全部事項証明書

(5) 法人にあつては、現在事項全部証明書（法人）

2 申請者は、道路用地の所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号の定めるところによる。

(1) 土地所有者が法人の場合

当該法人の代表者（当該法人が解散し、又は破産した場合は、当該解散又は破産に係る清算人又は破産管財人）とする。ただし、申請に係る土地（以下「申請地」という。）の処分に関して土地所有者の代表者以外の者が権限を有する場合において、当該代表者以外の者が申請地の処分権限を有することを証する書面を添付した場合は、申請地の処分権限を有する者を適格な申請者とすることができるものとする。

(2) 申請地が共有地の場合

共有者全員とする。

(3) 登記されている土地所有者が死亡している場合

遺産分割協議が整い相続人が特定され、所有権移転登記が未了の場合はその権利者を申請者とし、遺産分割協議が未了の場合は法定

相続人全員を申請者とする。

(4) 申請地が区分所有建物の敷地の場合

土地所有者全員又は管理組合の規約等の区分所有権に基づき定められた者とする。この場合において、代表権を与える旨の同意書が添付されているとき又は管理組合の総会において代表者を決定したときは、当該代表者を申請者とする。

(5) 未成年者又は成年被後見人等が土地所有者の場合

未成年者については親権者、未成年被後見人については未成年後見人、成年被後見人については成年後見人が代わって申請し、被補助人については補助人、被保佐人については保佐人の同意を得て申請するものとする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名の上、法定代理人が併記押印する。

(6) 信託財産登記された信託財産である場合

申請地が信託財産登記された信託財産である場合は、委託者及び受託者の両者とする。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の両者とし、信託原簿に特別な定めがある場合はその内容によるものとする。

(7) 土地所有者が宗教法人で申請地の現況地目又は土地全部事項証明書の地目が境内地若しくは墓地となっている場合

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第23条に基づくそれぞれの宗教法人の規則が定める者とする。ただし、当該規則に別段の定めがない場合は、責任役員の評決により定めた者とする。

(8) 土地所有者が不在者の場合

法定代理人（財産管理人である場合を含む。）とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名の上、法定代理人が併記押印する。

(9) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合

当該所有者以外の者が申請することができる。ただし、売買契約書、土地売渡承諾書その他所有権を証する書面、印鑑証明書及び身分証明書等を添付する者に限る。

(10) 公益事業の施行のために行政上境界確認の必要がある場合
国、地方公共団体及び官公庁に準ずる公益法人が申請することができる。この場合において、当該公共団体の長が指定する職員とする。

3 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部又は全部を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付の上、委任された事務を行うことができるものとする。

4 第2項第2号及び第3号の場合において、共有者又は相続人（相続人が複数である場合に限る。）のうち1人が、他の共有者又は相続人の全員から委任を受けているときは、当該委任を受けた共有者又は相続人を適格な申請者とすることができる。この場合において、申請者が委任を受けたことを証する書面を申請書と併せて提出するものとする。

（費用負担）

第5条 申請者は、当該寄附に要する測量費及び道路整備費等の全ての費用を負担するものとする。

（登記）

第6条 申請者は、登記に必要な関連手続が整ったときは、速やかに登記原因証明情報兼承諾書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 印鑑証明書

(2) 登記手続に必要となる書類一式

2 北本市開発行為等の指導に関する要綱の定めによるところにより寄附を受ける場合以外で寄附される道路用地の地目が公衆用道路以外の場合は、市が公衆用道路への地目変更を行うものとする。

（適用除外）

第7条 この要綱は、北本市開発行為等の指導に関する要綱、北本市建築行為に係る後退用地等の整備要綱（平成8年告示第104号）その他法令等の規定により道路用地等の寄附を受ける場合については、適用しない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

(令和3年4月1日改正)

様式第1号（第4条関係）

道路用地寄附申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者名）

電話

私所有の下記の土地を道路用地として寄附いたします。

記

土地の表示

大字（町）	字（丁目）	地番	地目	地積（㎡）	用途

北 収第 号
年 月 日
上記土地の所有権移転の嘱託登記が完了いたしました。

北本市長 印

（添付書類及びその必要部数）

- ・道路用地寄附申請書 2部
- ・案内図 2部
- ・公図の写し 2部
- ・地積測量図 2部
- ・土地全部事項証明書 1部
- ・その他必要となる書類 1部
- ・法人にあっては、現在事項全部証明書（法人） 1部

様式第2号（第6条関係）

登記原因証明情報兼承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者

権利者（甲） 北本市

義務者（乙）

(2) 不動産

所在	北本市		
地番	地目	地積（㎡）	

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、道路用地として、本件不動産を寄附した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

年 月 日 さいたま地方法務局鴻巣出張所

上記の登記原因のとおり相違なく、上記不動産について、所有権移転の登記をすることを承諾します。

住所

氏名

印